

令和2年度 第52回大和市民総合スポーツ選手権大会 開催要項

1 目的

広く市民に様々なスポーツの競技会を提供することにより、競技者の拡大及び競技力の向上などスポーツの普及振興を図るとともに、市民相互の交流及び地域コミュニティの活性化を促進し、もって市民の健康の維持増進、「まちの健康」及び「社会の健康」に寄与することを目的とする。

2 主催

大和市・大和市体育協会

3 主管

大和市体育協会加盟競技団体

4 後援

大和市地区体育振興会連絡協議会・大和市スポーツ推進委員連絡協議会

5 大会日程及び会場

別に定める。

6 実施競技

陸上競技、バレーボール、軟式野球、バスケットボール、剣道、柔道、ソフトテニス、卓球、バドミントン、スキー、サッカー、水泳、ソフトボール、テニス、空手道、弓道、ゲートボール、太極拳、ゴルフ、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ダンススポーツ、タグラグビー（計23競技）

7 競技方法

- (1) 本大会は、種目別選手権とする。
- (2) この要項に定めるもの以外は、各加盟競技団体が定めた競技方法による。

8 参加方法

(1) 参加資格

各競技開催期日の3か月前から大和市民であり、原則として中学生以上とする。ただし、競技によっては参加制限のある場合もある。

※「市民」：原則として、「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。」（自治基本条例第3条第1号）

- (2) 参加申込み及び参加料別に定める。

9 表彰

競技別の団体及び個人表彰は、第3位までとし、賞状等を授与する。

10 個人情報の取扱い

- (1) 主催者及び主管団体は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、個人情報を取り扱う。
- (2) 本大会出場中の映像、写真、記事及び記録等についてのテレビ、新聞、雑誌及びインターネット等への掲載権は主催者に帰属する。

11 その他

- (1) 本大会に参加するチーム及び個人は健康管理に十分注意すること。本大会開催中における参加者の傷病については、主管団体が応急処置を行うが、以後の責任は参加者個人に帰属するものであり、主催者及び主管団体は責任を負わない。
- (2) この要項に定めのない事項については、主催者及び主管者が協議の上決定する。

<問合せ先>

大和市文化スポーツ部スポーツ課

TEL 046 (260) 5762